

意見書

弁護士 増田隆男 様

(株)環境総合研究所

池田こみち / 鷹取 敦

今朝、松森の事件について記事などをファックス頂き、さっそく目を通しました。

環境総合研究所の見解としてはつぎのようなものです。

- ・当該焼却炉は、ボイラー(200) 減温塔(150) バグフィルター 排ガス再加熱器 触媒反応装置 誘引送風機 煙突と排ガスが処理され流れる仕組みとなっている。各設備での温度はどのように管理・監視されていたのか。
- ・3月末の1号炉のトラブルの際には、「触媒反応装置内でガスが燃焼し触媒の大部分が焼損」したことが原因であるとし、今回の3号炉のケースでは、16日に触媒反応装置を解体し、目視で調査した結果、「触媒装置内のガスの温度上昇があったと見られ、容器内の触媒が変形しているのが確認された」と報告されている。(5/17河北新報記事)
- ・こうした触媒反応装置の故障があれば、当然、煤塵濃度が高くなるが、なぜ触媒反応装置内のガス温度の上昇が起きたのか、あるいはさらに装置内でガスが燃焼するほどの高温に至ったのかの根本的な原因が明らかにされていない。
- ・つまり、触媒反応装置に至る前の装置、「排ガス再加熱器」や「濾過式集塵機(バグフィルター)」での温度制御に問題が無かったか、といった検証が必要になると思われる。
- ・結果として、単に触媒反応塔が機能しないというだけでなく、この部分で新たに窒素酸化物、重金属類等を含む多くの有害物質が発生し、高濃度のダイオキシン類が生成されていた可能性が非常に高いものと思われる。
- ・バグフィルターでは、主に粒子状物質(ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、ダイオキシン類等)が除去され、触媒反応装置では、ガス状物質のダイオキシン類や窒素酸化物を除去した後、煙突から排出するということになるが、ばいじん濃度が高かったということは、触媒反応装置だけでなく、バグフィルターにも損傷があった可能性が疑われる。
- ・仮に、触媒反応装置だけの損傷だとしても、本来触媒反応装置によって処理されるべきであったガス状の有害物質が処理されないだけでなく、装置内で起こった燃焼等によりダイオキシン類等の有害物質が新たに生成され、高濃度のばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類、重金属類が飛散したことが疑われる。
- ・試運転期間中にもかかわらず、各種モニタリング装置を停止していること自体、きわめて問題であると言わざるを得ない。事故が発生した場合、どのような状況になったかが後からでは全く検証できず、汚染のレベルが証明できない。
- ・現状では、焼却炉の運転管理状態について、第三者的な監視が出来ない状態となっており、今後のことを考えると、DMSなどの連続監視システムを導入し、いつでも第三者的に焼却炉の稼働状況、運転管理状況を各種データで確認できるような体制を構築することが不可欠であると考えます。
- ・三菱重工については、三菱自動車(相次ぐリコール隠し)や三菱地所(大阪で汚染土壌であることを隠してマンションを販売など)と、事故、瑕疵、汚染等の重要な事実を隠蔽しているという点で共通している。今回の事故により市民の不信感を招く結果となったことは重大である。また、市民の健康と環境を守る立場である仙台市当局においても隠蔽体質、報告義務違反といった体質が明らかになっており、こうした複雑高度なシステムの安全かつ安定的な運転管理を行う機関としての信頼性を大きく損なうこととなったことは否めない。市は、早急に施設を停止し、より根幹的なごみの減量化や生ごみなどの有機廃棄物の焼却によらない処理などの代替システムの検討、施策の推進を図るべきである。